## 小牧市学校給食運営委員会要綱

平成 10 年 1 月 12 日 10 小 教 庶 第 12 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市学校給食運営委員会条例(平成9年小牧市条例第27号)第7条の規定に基づき、小牧市学校 給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関 し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 運営委員会の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 学校給食の運営に関する重要な事項の審議及び助言
  - (2) 給食費の改定に関すること。
  - (3) 前2号の目的達成に必要な事項の調査研究等 (臨時委員)
- 第3条 運営委員会は、小牧市教育委員会の諮問に応じ、特別の事項を調査及び研究する必要があるときは、臨時委員 を置くことができる。
- 2 臨時委員は、小牧市教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び研究を終了したときは、解任されるものとする。

(事務局)

第4条 運営委員会の事務局は、小牧市教育委員会事務局学校給食課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 小牧市東部学校給食センター運営委員会要綱(昭和60年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。